

「2026 年度 実戦演習総まとめ講座」をご受講の皆様へ

訂正情報のご案内

この度は、『2026 年度 実戦演習総まとめ講座』をご受講いただき、誠にありがとうございます。
す。

さて、上記講座内教材に誤りがございました。皆様には、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳
ございません。お手数をおかけいたしますが、下表のとおり、訂正の上ご利用いただきますよう、
お願い申し上げます。

	変更前	変更後
法令② 問題冊子 問 1 肢 3	<u>A</u> が死亡したことから、 <u>B</u> がその相続 人を十分に調査したが、その相続人が 誰であるか不明であるときは、 <u>B</u> は、 100 万円を供託して、債務を免れるこ とができる。	<u>B</u> が死亡したことから、 <u>A</u> がその相続 人を十分に調査したが、その相続人が 誰であるか不明であるときは、 <u>A</u> は、 100 万円を供託して、債務を免れるこ とができる。
法令② 解説・総まとめ冊子 問 1 肢 3	本肢の場合、 <u>A</u> が死亡し、 <u>B</u> に対する 金銭債権はその相続人に承継される ところ、 <u>B</u> が調査しても、… <u>B</u> は、100 万円を供託することができる。供託を することにより、 <u>B</u> の債務は消滅する (同条 2 項、1 項後段)。	本肢の場合、 <u>B</u> が死亡し、 <u>A</u> に対する 金銭債権はその相続人に承継される ところ、 <u>A</u> が調査しても、… <u>A</u> は、100 万円を供託することができる。供託を することにより、 <u>A</u> の債務は消滅する (同条 2 項、1 項後段)。
法令② 解説・総まとめ冊子 問 1 肢 4	A の B に対する金銭 <u>債権</u>	A の B に対する金銭 <u>債務</u>

また、万が一、その他の訂正が生じた場合は、LEC マンション管理士・管理業務主任者ホ
ームページ（アドレス <https://www.lec-jp.com/mankan/>）にて訂正情報を掲載いたします。
ご確認のほどよろしくお願いいたします。

令和 8 年 8 月

LEC 東京リーガルマインド

マンション管理士・管理業務主任者事業本部